

〔45 积 文〕 勢多郡森下村死骸引き渡し証文

(弘化二年：一八四五)

一札之事

一其御村方曾右衛門、当村地内二而

相果候二付、今般御立会御檢使

相濟、右死骸御引渡可レ申旨、御下

知御座候二付、則立会之上、御渡申

候処、相違無二御座一候、為二後日一、為二取替一

一札差出申処、如レ件

松平大和守領分

上州勢多郡森下村

与頭

清左衛門

弘化二乙巳年

同

八月十二日

孫左衛門

同

数右衛門

同

市郎左衛門

名主

善次郎

土岐伊予守様御領分

上州利根郡

沼須村

御役人中

【45読み下し文】

一札（いっさつ）の事

一其の御村方（むらかた）曾右衛門、当村地内にて  
相（あい）果て候に付、今般（こんぱん）御立ち会い御検使  
相済み、右死骸御引き渡し申すべき旨、御下  
知（げち）御座候に付、則（すなわち）立ち会いの上、御渡し申し  
候処、相違（そうい）御座無く候、後日の為（ため）、取り替わせ  
一札差し出し申す処、件の如し

松平大和守領分

上州勢多郡森下村

与頭

清左衛門

同

孫左衛門

同

数右衛門

同

市郎左衛門

名主

善次郎

弘化二乙巳年

八月十二日

土岐伊予守様御領分

上州利根郡

沼須村

御役人中